

募集型企画旅行 旅行条件書(抜粋) ※必ずお読みください

【1】募集型企画旅行契約

- この旅行は(一社)行田おもてなし観光局(以下「当局」といいます)が企画・募集し実施する旅行であり、参加されるお客様は当局と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当局旅行業約款募集型企画旅行契約の部にあります。尚、確定情報を記載する確定書面(最終旅行日程表)につきましては、当局より特に連絡のない場合は、パンフレット記載内容をもってかえさせていただきます。

【2】旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き普通席となります。)、宿泊費、食事料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料、空港施設使用料等。
- 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。
- パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他費用
上記(1)~(3)についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しは致しません。

【3】旅行代金に含まれないもの

- 第2項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- 超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数を超過する分について)
- クリーニング・電報電話等通信料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費
- 希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
- お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場料金、食事料、交通費等)
- ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

【4】旅行契約内容の変更

当局は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

【5】お客様による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前

- お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお申込みの営業所の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。
- お客様のご都合で出発日、コース、宿泊施設等を変更される場合にも旅行費用全額に対して本項(1)の1の取消料が適用されます。

表) 取消料 ※日帰り旅行の場合

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	取消料(おひとり)
10日前~8日前の解除	旅行代金の20%
7日前~2日前の解除	旅行代金の30%
前日(1日前)の解除	旅行代金の40%
旅行開始当日(集合時間前)の解除	旅行代金の50%
旅行開始後の解除、または無連絡不参加	旅行代金の100%

(2) 旅行開始後

- 旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することが出来ます。
この場合において、当局は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当局の責に帰すべき事由によるものでない場合に限り)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

【14】当局による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前

当局は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

- ・お客様が、当局があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかにしたとき。
- ・お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- ・お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき
- ・お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき
- ・お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき
この場合、当局は3日前にあたる日より前に旅行を中止する旨を通知します
- ・スキーを日時とする旅行における降雪量の不足のように、当局があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき
- ・天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき

(2) 旅行開始後

当局は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。

- ・お客様が病気、必要な介助者の不在その他事由により旅行継続に耐えられないとき
- ・お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当局の指示に従わないとき、又はこれらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき
- ・天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき

掲載ツアーは日本旅行業協会が定める「旅行業における新型コロナウィルス対応ガイドライン」に沿って実施致します。

●マスクの着用にご協力ください。●検温にご協力ください。●手指の消毒にご協力ください。●体調不良の方はお申し出ください。●会話は控えめにお願いします。

【申込方法】ホームページよりお申込みください。または下記必要事項記入のうえFAXにて受付致します。

①参加人数 ②代表者氏名・住所・連絡先(携帯)・性別・生年月日 ③同行者氏名・性別・生年月日



GYODA
行田おもてなし観光局

〒361-0077 埼玉県行田市市忍2-1-8

総合旅行業務取扱管理者 富山紀和

営業時間 9:30~17:00

(年末年始は休み)

【旅行企画・実施】

埼玉県知事登録旅行業 地域-第1271号

一般社団法人

行田おもてなし観光局



048-577-8442

FAX 048-577-6143

HP <https://www.gyoda-kankoukyoukai.jp>

お申込みはこちら



●詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上、お申込みください。(この広告は、旅行業法第12条の4に定めた「取引条件説明書面」の一部です)※画像はすべてイメージです。 ※バスを利用する場合、小型・中型になる場合もございます。※安心してご旅行をさせていただく為、お客様ご自身で保険をかけられることをお勧め致します。